

カナダにおける電子遺言制度の動向

令和6年10月29日

横浜国立大学理事・名誉教授 常岡史子

1. カナダの相続制度の概要

・カナダはアメリカと比べてイングランド法の影響をより強く受けつつ、さらにそれを超えて独自の法を展開してきた。

・裁判所における遺言の検認・遺産管理の手続は、各州・準州の法令に委ねられる。

州によって検認手続のあり方は一様ではないが、遺言において人格代表者（遺言執行者）が指名されている場合、この者が相続人その他の利害関係人へ通知等をして遺産の管理と清算、分配を行うことができるとする州もある。

・遺産中に不動産がなく、預金等の金融資産も一定額を下回る場合は、検認手続なしに遺産の清算・分配が可能となる場合がある。

・一般的には、遺言で指名された遺言執行者がいる場合も検認裁判所に申立てをして許可（grant）を求め、裁判所が人格代表者を指名し（通常、遺言で指名された遺言執行者の優先等が法定されている）、検認の許可を出した上で、遺産の管理と清算、分配が行われる。

遺言で遺言執行者が指名されていない場合や遺言がない場合には、検認裁判所が人格代表者として遺産管理人を指名することを要し、遺産管理人を通じて遺産の管理と清算、分配が行われる。

2. 統一遺言法（Uniform Wills Act）の概要

・カナダ統一法会議（Uniform Law Conference of Canada: ULCC）は、2015年に統一遺言法（Uniform Wills Act（2015））を定め、カナダにおける遺言法の現代化と統一を図っている。さらに、2021年に電子遺言（electronic will）の導入を目的として Uniform Wills Act（2015）を改定し、採択した。

(1) 遺言の方式

(i) 証人遺言

・証人遺言は、①書面で作成されること、②遺言者本人の署名又は遺言者の指示により遺言者の立会いのもとで遺言者に代わってされた他者の署名があることを要件とする。遺

言者本人の署名は、2人以上の証人の同時の立会いのもとで、遺言者によって行われるか又は認証されなければならない、かつ、少なくとも2人の証人が遺言者の立会いのもとに、証言し遺言書に署名するか若しくは遺言書への自分たちの署名を認証しなければならない。他者が遺言者の代わりに署名をする場合も同様となる。

・遺言の証人として遺言書に署名する者は、署名をする精神的能力を有し、かつ成年者でなければならない。

遺言による受益者やその配偶者も、そのことによって遺言の証人となる資格を失うものではない。ただし、証人として遺言書に署名した者や遺言者に代わって遺言書に署名した者に対して遺言によって行われた受益処分は、受益者がこれらの署名をしたことにより無効となりうる。

(ii) 自筆遺言

・UWA(2015)は、自筆遺言を認め、遺言者は、全文を自筆し署名することで、証人に関する要件に従わなくとも遺言を作成することができるとする (UWA(2015) §6)。

(2) 遺言の変更と撤回

・遺言の変更は、原則として、当該遺言が作成された方式に従ってされた場合にのみ有効となる。すなわち、証人遺言は遺言者と証人の署名等証人遺言の方式を取ることによって、自筆遺言は遺言者の自書と署名という自筆遺言の方式に従うことによって変更することができる。

・遺言は、①他の遺言、②遺言の全部又は一部を撤回するという遺言者の書面による宣明、又は③遺言者又は遺言者の立会いと指示のもとでの他者による、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもってする何らかの方法による遺言の全部又は一部の焼却や廃棄、破棄によって、撤回することができる。

なお、①の「他の遺言」は電子遺言でも、電子遺言以外の遺言でもよい。また、②の書面による宣明は、電子形式で電子署名されたものでも、又は電子形式以外のものでもよい。

(3) 方式を順守しない遺言の有効化

・裁判所は、申立てにより、作成された文書が死亡した者の遺言意思 (testamentary intention) を具現したものであると明白かつ確信を抱くに足る証拠 (clear and convincing evidence) によって認定した場合、当該文書が証人遺言若しくは自筆遺言の要件に従って作成されたものでないか、又は電子形式 (in an electronic form) で作成されたものであったとしても、当該文書が死者の遺言として完全に有効であると決定する

ことができる (UWA (2015) § 10)。

これは、裁判所に**法律適用免除権限** (dispensing power)を認めたものであり、死者が当該文書をその遺言として意図していたことを明白かつ確信を抱くに足る証拠によって確認したときは、法律の定める遺言の方式との不一致を問題にせず、遺言を有効としてよいとする。

・遺言の変更についても、当該要件を順守しない変更に関し UWA(2015)は法律適用免除権限を認める。

・電子方式で作成された文書、記述、印 (marking) 、抹消も、裁判所の法律適用免除権限の対象となる (UWA(2015) § 10, § 11) 。ここに言う電子方式による文書等とは、①コンピュータ・システム内又はコンピュータ・システムによる媒体に記録又は保存され、②人による読み取りが可能であり、かつ③目に見える形式での複製が可能であるものを指す (UWA(2015) § 12) 。したがって、音声やビデオで録画された遺言や機械可読式 (machine readable) のみの文書は含まれない。

(4) 遺言の解釈

・UWA (2015)は遺言の解釈についても規定し、遺言は遺言者の意思に効果を与えるように解釈されなければならない、遺言者の意思を判断するに当たり、裁判所は、①遺言書で使用されている語句の通常の意味又は専門的な意味についての証拠、②遺言作成時の遺言者の状況やその背景との関連における遺言の諸条項の意味に関する証拠、③遺言で言及された事柄に関する遺言者の意思についての証拠を受け入れることができる (UWA(2015) § 17) 。

・遺言の復元 (restoration) に関しても、裁判所は、適切と考えるあらゆる手段によって、当該遺言の元の言葉を復元し又は定めることを許すことができるとされている (UWA(2015) § 18) 。

3. 電子遺言制度の導入

(1) 統一遺言法と電子遺言

(i) 概要

・裁判所の法律適用免除権限による対応というUWA (2015) のあり方について、法律適用免除権限に関する裁判例の多くは電子的手段を用いた遺言に関するものであること、それらは法律の定める遺言の方式を満たしていないことによって法律適用免除権限の対象となり、そこでの判断の限りで書面の要件が緩和されているに過ぎないことが指摘されてい

た。

・ULCCは電子遺言に関するUWA（2015）の修正案を2021年2月16日に採択し、統一法として公表した。法律適用免除権限を通じた電子遺言の認容ではなく、電子形式で作成された遺言そのものを遺言の方式として認める。

ただし、電子遺言の真正性に関する具体的な規定を統一法に置くことはせず、各州・準州の制定法、規則、実務規約（practice protocols）等に委ねるという方針を採る。

〈真正性の確保方法の例〉

電子文書が保存されている媒体へのアクセス制限

パスワードや2段階認証による保護

権限を与えられた保管者以外の者への読み取り専用バージョンのみの提供

仮想原本（virtual original）を作成し保存するデジタル保管庫等

（ii）電子遺言の要件

・電子遺言（electronic will）とは、電子形式（electronic form）で作成された遺言であり、電子形式とは、①電子的（デジタル形式又はその他の電子的、磁氣的若しくは光学的手段、又はこれらの手段と類似の作成、記録、伝達、保存能力を有する他の手段による無体の形式で、作成、記録、伝達、保存されるもの）であること、②電子遺言、文書、書面、印が作成され、又は抹消が行われた時点でテキスト（文字データ）として読み取り可能であること、③後日の参照のために使用できる方法でアクセスしうるものであること、かつ④後日の参照のために使用できる方法で保存可能な形式であることを指す（UWA（2015）統合版 § 1）。②の要件により、ビデオや録音による遺言は認められていない。

・電子遺言は、①電子形式のもであり、かつ、②遺言者によって遺言者の電子署名がされているか又は他者による電子署名が遺言者のために遺言者の指示と立会いのもとでされていることを要件とする（UWA（2015）統合版 § 5）。

・遺言者本人が署名する場合は、2人以上の証人の同時の立会いのもとで、遺言者によって電子署名が行われるか又は認証されなければならない、かつ、少なくとも2人の証人が遺言者の立会いのもとに、証言し遺言書に署名するか、又は、遺言書中にあるか、遺言書に添付若しくは結合された自分たちの電子署名を認証しなければならない。他者が遺言者のために遺言書に電子署名をする場合も、同様である。

・証人等の立会いは、仮想的立会い (virtual presence. 遺言者と証人らが物理的に同じ場所にいるのと同様にコミュニケーションを取ることができる状態にあること) によってもよい。

・電子遺言によって自筆遺言を作成することは認められていない (UWA(2015)統合版 § 9)。カナダ国防軍の構成員や船員の遺言についても、電子遺言の方式で作成することはできない(UWA(2015)統合版 § 10)。

・電子署名 (electronic signature) は、人が文書に署名するために作成し又は採用した電子形式の情報であり、当該文書の中にあるか、添付されているか又は結合されているものを言う。電子署名は、特定の技術に依拠することなく中立であることを旨とする。

電子署名が遺言中にあるか、添付されているか又は結合されており、その結果、遺言者が遺言全体を有効とする意思を有していたことが明らかである場合、電子遺言は署名されたものと確定的にみなされる (UWA (2015) 統合版 § 2)。

〈電子署名の例〉

定型化された署名の電子版の作成

署名を表すものとしての印やシンボルの使用

第三者であるプロバイダによる署名の認証等

(iii) 電子遺言の変更と撤回

・電子遺言の変更も、それが作成された方式に従って変更がなされる場合にのみ有効となる。すなわち、電子遺言は、電子形式でありかつ電子署名がされていること等電子遺言作成の方式に従うことで変更ができる (UWA(2015)統合版 § 11)。

・電子遺言の全部又は一部は、①遺言者によって作成された他の遺言、②遺言の全部又は一部を撤回するという遺言者の書面による宣明、③遺言者又は遺言者の立会いと指示のもとでの他者による、遺言を撤回する意思をもってする遺言若しくは遺言の一部の1つ若しくは複数の電子版の消去、又は、④遺言者又は遺言者の立会いと指示のもとでの他者による、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもってする、証人の立会いのもとでの遺言の紙コピーの全部又は一部の焼却、廃棄若しくは破棄のいずれかによって、撤回することができる (UWA(2015)統合版 § 16)。

①の他の遺言は電子遺言でも、電子遺言以外の遺言でもよい。②の書面による宣明は、電子形式でかつ電子署名されたものでも、又は電子形式以外のものでもよい。

・遺言又は遺言の一部の1つ又は複数の電子版の不注意による消去は、遺言の撤回の意思の証拠にはならない（UWA(2015)統合版 § 16）。

電子遺言等の電子文書は、原本を特定することが事実上困難である。ファイルの偶発的な削除、コンピュータの突然の故障、記憶装置の破損等は、遺言者の意思と関係なく起こり得るものであり、電子遺言が撤回されたとするためには、そのようなファイルの消去が遺言者の撤回意思と結びついていることが要件となる。

(2) 州法における電子遺言制度（ブリティッシュ・コロンビア州の例）

・ブリティッシュ・コロンビア州は、UWA（2015）2021年修正より前の2020年に州法（Wills, Estates And Succession Amendment Act : WESAA(2020)）で電子遺言を法制化した。

(i) 電子遺言の方式

・WESAA(2020)は、電子遺言の方式について、①電子形式（electronic form）のものであること、②遺言者による遺言書の末尾への署名、又は2人以上の証人の立会いのもとで遺言者によるその署名の承認があること、及び、③遺言者の立会いのもとで2人以上の証人が遺言書に署名することと定める（WESA § 37）。

・電子形式とは、④電子的に記録又は保存され、⑤人が読むことができ、かつ⑥目に見える形式で再現することができるものを言う。

電子署名（electronic signature）は、人が記録に署名するために作成し又は採用した電子形式の情報であり、当該記録中にあるか、当該記録に添付又は結合されているものと定義されている（WESA § 35.1）。

・証人等の立会いについては、電子的立会いを認容する。

(ii) 電子遺言の撤回

・電子遺言の撤回には、遺言者が撤回の意思をもって遺言のデータを削除するか若しくはコピーをプリントアウトして証人の前で破棄することが必要とされる。また、電子遺言の変更は、元の電子遺言を削除して新しい遺言を作成することによってのみ可能とする。

ただし、複数のバージョンが存在する場合には、どの遺言が有効か不明確となる可能性がある。

(iii) 電子遺言の利用状況

・WESAA(2020)は、COVID-19 に対する緊急措置としてではなく、恒久的な州法の改正として、遺言書作成における遠隔的立会いと電子遺言の立法化を実現したものの。

・生命統計局 (Vital Statistics Agency) が遺言書登録簿を管轄し、ここに、遺言書が作成されたこと、その日付、遺言書の所在等の情報を登録できる (遺言書自体の登録ではない)。

・ブリティッシュ・コロンビア州での 2020 年の調査によれば、同州民の 50%が、署名があり法的に有効な最新の遺言書を有している。そのうち、持ち家の所有者で遺言書を有する者の数はさらに多く、55 歳未満の持ち家所有者では 50%強が、55 歳以上の者では 80%が遺言書を有すると報告されている。

(BC Notaries, <https://www.bcnotaryassociation.ca/resources/blog/?id=38>)

[資料]

遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書「第2章カナダ」